

**平成 21 年度第 3 回
日本モデル環境対策技術等国際展開検討会
議事録**

1. 日時：平成 22 年 3 月 3 日（水）9:30～12:00

2. 場所：航空会館 B101 会議室

3. 出席者：（敬称略）

委員（◎座長）

- ◎北脇 秀敏 東洋大学 国際地域学部 教授
 王 青躍 埼玉大学 大学院理工学研究科 准教授
 奥山 正二 社団法人 日本産業機械工業会 常務理事
 佐藤 健二 大阪府 環境農林水産総合研究所 企画調整部 部長
 鶴崎 克也 社団法人 産業環境管理協会 環境技術部門 技術顧問
 牧 葉子 川崎市 環境局地球環境推進室 室長
 松岡 俊二 早稲田大学 大学院アジア太平洋研究科 教授
 三笠 元 社団法人 日本環境技術協会 常務委員
 伊東 佐和子 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）
 産業技術部環境・エネルギー技術課長代理
 ※峯村直志委員 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）企画主
 幹が欠席のため、代理出席
 白川 浩 独立行政法人 国際協力機構（JICA）
 地球環境部環境管理第二課長
 ※森尚樹委員 独立行政法人 国際協力機構（JICA）地球環境部次長（環
 境管理グループ長）が欠席のため、代理出席
 （欠席）藤塚 哲朗 財団法人地球環境戦略研究機関 関西研究センター 参与

オブザーバー

- 阿由葉 信一 経済産業省 産業技術環境局 環境指導室 越境移動管理官
 大谷 一真 経済産業省 産業技術環境局 環境指導室 企画調整係長
 内藤 良三 財団法人国際環境技術移転研究センター（ICETT）研修指導部長
 安達 尚郎 財団法人国際環境技術移転研究センター（ICETT）参事
 西宮 康二 社団法人海外環境協力センター（OECC）事業部長

環境省

- 岩田 剛和 水・大気環境局 環境管理技術室 室長
 重松 賢行 水・大気環境局 環境管理技術室 企画係
 山本 享 水・大気環境局 環境管理技術室 環境専門調査員
 中野 哲哉 水・大気環境局 水・大気環境国際協力推進室 専門官

事務局 株式会社エックス都市研究所

澤地 實	技術顧問	
岡 かおる	環境コンサルティング部	国際環境政策チームマネージャー
坂本 治	環境コンサルティング部	国際環境政策チーム研究員
木村紗矢子	環境コンサルティング部	国際環境政策チーム研究員

4. 議事

- (1) 環境対策技術の国際展開に係る戦略（案）について
- (2) 対象国における技術・制度・人材のパッケージ（案）について
- (3) 次年度の事業に向けて
- (4) その他

5. 配布資料

- 資料 0-1 平成 21 年度日本モデル環境対策技術等国際展開検討会委員名簿
- 資料 0-2 平成 21 年度第 2 回日本モデル環境対策技術等国際展開検討会議事録
- 資料 1-1 日本の環境対策技術の国際展開に係る戦略（案）
- 資料 1-2 対象国の対象分野で普及すべき日本の環境技術
- 資料 1-3 環境協力のために活用可能な国際協力学キーム
- 資料 2-1 対象国における技術・制度・人材のパッケージ（案）
- 資料 2-2 対象国における技術・制度・人材のパッケージ（案）の概要
- 資料 3-1 本事業の目的とスケジュール（当初予定）
- 資料 3-2 これまでの成果と今後の課題

6. 議事概要

議事（1） 環境対策技術の国際展開に係る戦略（案）について

（事務局による資料 1-1～1-3 の説明）

北脇座長：資料 1 の目的は戦略を固めることであり、これに従って資料 2 のパッケージ案につながる。資料 1-1 はこれまでの議論を統合したものである。何をどう実施すべきか、その道筋についても触れられていた。資料 1-2 はワーキング・グループ（WG）での検討結果が反映されている。中国の NOx 対策技術とベトナムの産業排水対策技術が挙げられており、対象となる技術も固まってきた。資料 1-3 は今後実施していく上で適用可能なスキームが整理されている。これらをベースに来年度以降に展開していくことが考えられる。まず、戦略について確認して次の議論に進みたい。資料

1-1の「4.1 戦略の基本方針」について御意見頂きたい。

佐藤委員：資料 1-1 の図 4 に関して、諸外国に環境技術の必要性を大いに売り込むことは理解できたが、日本の環境ビジネスをいかにして担保していくかという観点で、十分に盛り込まれていない印象を受けた。日本のビジネス全般で、相手国に必要性を売り込み、それにより相手の能力も高まるが、いざビジネスの段階になると他国の製品が買われるケースがしばしばある。制度、法規制、経験を売り込んでも、最終的にビジネスになるかどうか危惧される。単なる協力で終わらないように、日本の環境産業の優位性を担保できる仕組みが必要ではないか。

北脇座長：この点は、資料 1-1 の 9 ページに記載されている日本の環境ビジネスが対象国で事業展開しやすい環境の整備のための取組にも関連する。また、「4.3 戦略の実施体制」の表中の下から 2 点目（コンサルティング、ハード設置、維持管理までのトータルなサービスの提供）の適用可能性のあるスキームが空欄となっている点とも関連するだろう。まさに欠けている点であり、議論の優先度の高い点である。

牧委員：周辺環境を整備し、全体的に企業へのプレッシャーを高めるとするのは良いまとめ方だと感じた。図 1 について、日本の経験では水質対策の点で海上保安庁が果たした役割が大きいので追記して頂きたい。また、因果関係の立証や訴訟支援のところで学者と弁護士が挙げられているが、医師も加えて頂きたい。賠償の被害を立証するデータが必要な場合に、地元で信頼されている医師が証拠を出すことができる。科学者はどこにでも存在するわけではないが、医師はどの地域にもいる。医師が公害被害のエビデンスを支援する構図があると、市民が損害賠償をすることが可能となり、企業に対するプレッシャーが大きくなる。また、企業の良いところを伸ばすという発想では、国連のグローバルコンパクトの推進が考えられる。国際ネットワークで自社のプレゼンスを高める上で、このスキームに入っている企業も増えてきている。地域ごとにネットワークを構築しているので、それも活用できるであろう。

松岡委員：これまでの様々な角度からの意見が反映されており、よく整理して頂いていると感じた。ただし以前にも申し上げたが、これまで日本では JICA や環境省も含めて、総合的な戦略・アプローチの重要性について 20 年以上前からずっと議論してきた。だが、省庁間の組織的な調整や官民の連携において制度的な問題が存在したため、進展もあったが、上手くいかない点も多かった。目指すべき戦略の要を意識する必要がある。JICA や環境省、そして今回の戦略と、それぞれが貴重な情報ではあるが、これまでの戦略で本当に欠けていたものが見えないままでは、結局は過去と同様のまとめ作業になってしまう。これまでの技術協力や円借款事業での反省を踏まえた戦略であるのであれば、反省点に基づき必要と考えられる制度改革について整理することが重要ではないか。また佐藤委員が指摘されたように、日本が様々な取組を実施しても、最終的には相手国が他国の環境製品を購入したケースがあった。日本の環境産業がアジアに出て行く意欲がないのであれば仕方ないが、実際多くの企業

が現地で努力されている。その上で上手くいっていない現状を考えると、日本の環境技術をアジアで展開していく上でこれまで欠けていた点、公共と民間の在り方等も含めて、もう一步深く整理する必要があるのではないか。

北脇座長：今はメニュー出しした中で優先順位をつけて突破口を見つけるという状態である。13 ページの下から 2 番目の現地へのコンサルティングについて適用可能なスキームがないことも今後議論していかなくてはならない。省庁間の連携といった問題もあるが、できる範囲でできる事からやっていくことが重要であり、後半はその議論をしたい。

議事（2） 対象国における技術・制度・人材のパッケージ（案）について

（事務局による資料 2-1, 2-2 の説明）

北脇座長：資料 1 で整理された戦略に基づき、資料 2 では中国、インドネシア、ベトナムにおけるパッケージ支援、ビジネス展開の案が示された。どのように突破口を開いていくべきか、どの点を重視すべきか、3 カ国でそれぞれ事情も違うと思われるので、国ごとに御意見を賜りたい。まず中国のパッケージ案について御意見はあるか。

鶴崎委員：資料 2-1 の 5 ページにある対中国の分野別パッケージ案「(2) 企業内部の環境実施能力の強化」の人材育成の欄に記載されている企業環境監督員制度について補足したい。同制度は整備されつつあり、研修用テキストも作成され始めている。中国には国家職業資格があり、正式な資格は人的資源部の認定を受けなくてはならない。今年の夏に同部への報告書の提出を予定しており、現在作成段階である。

王委員：本件については WG でも大いに議論した。WG の議事要旨にもあるが、中国では環境保護産業協会という機関が積極的に活動をしている。正式には NGO ではあるが、政府管轄の民間組織で、経営者・行政官等の出身者で構成されている。この機関との連携が資料 2-1 では記載されていないため、加えた方が良い。また、牧委員から医師を加える旨の提案があったが、中国では保健省が医療セクターの管轄機関である。保健センターは全ての地域に整備されているので、そことの連携も重要であろう。資料 1-1 の 9 ページに技術情報の発信が取組として提案されていたが、情報発信に係る機関との連携も必要になってくる。

松岡委員：中国の NOx の総量削減は、日本のような地域を指定して削減目標を設定するアプローチが検討されているのか。全く異なる制度設計なのか。情報があつたら御提供頂きたい。

環境省：SO₂ と同様のアプローチを取ると聞いている。重点地域、重点産業ごとにそれぞれ目標値を課して削減を義務付け、遵守できなければ閉鎖となる。しかし、詳細はまだ良く分かっていない。

- 王委員：現在中国では産業ごとのベースラインについて議論されていると聞いているが、詳しい情報は公表されていない。ぜひ日中の政府間で議論して頂きたい。
- 松岡委員：制度設計の段階で日本が関与する余地があるのであれば、日本の経験は中国に参考になるであろう。異なるアプローチが議論されているのであれば関与の在り方が変わってくる。その点で質問させて頂いた。
- 王委員：欧米の制度も参照しているのですが全く同じではないが、かなり日本に近い制度になると聞いている。産業ごとのベースラインの設定値によっては地域の経済発展に打撃を与える可能性があるため、地方政府の反対があり、中央政府がなかなか政策決定できない要因の一つになっていると聞いている。
- 北脇座長：日本として関与の余地があるのであれば、制度が決定してしまう前に早めに中国側に働きかけた方が良いだろう。計画作成に関与できるのであれば日本の経験は役に立つ。
- 牧委員：資料 2-1 の 5 ページで火力発電所に焦点が当てられているが、地球温暖化対策のセクター別の取組があり、火力発電についてはマニュアルの作成や普及活動を行っている。また、日中友好環境保全センターが公害対策や温暖化対策の研修を通して地方自治体の人材育成を支援している。このような既存の取組との連携は必要であろう。
- 北脇座長：藤塚委員が御欠席で残念だが、インドネシアについてコメントはあるか。パッケージを考える上でのキラーアサンクション等があれば御意見頂きたい。
- 鶴崎委員：インドネシアの公害防止管理者制度（EPCM）の導入状況について補足説明させて頂きたい。現在西ジャワ州で 5～6 年前に水質関係の EPCM を導入し、試験も数回実施したところである。今年中には大気関係について制定し、2010 年末までには第 1 回試験を行いたいとの要望を西ジャワ州側は持っている。また、これまでは西ジャワ州の環境影響管理局と調整をしていたが、現在では中央の環境省も関与しており、インドネシア全国に展開できるように制度整備をしている段階である。いくつかの州では試行が始まっていると聞いている。
- 牧委員：インドネシアの情報については地球環境センター（GEC）がバンドン市で企業に対するヒアリングを実施していたので、同センターにヒアリング調査をしてみてもどうか。共同実施している国際エコタウンプロジェクトの一環で、バンドン市は川崎市に何回か訪問したことがあった。彼らは排水問題についてエンドオブパイプの規制が必要という点で、固形廃棄物管理と一体的に対処すべき問題との認識を持っている。特に産業廃棄物対策の仕組みを併せて整備しないと、河川への不法投棄による汚染を防止できないという問題が指摘されていた。廃棄物管理と排水対策のパッケージも必要という印象を持った。
- 北脇座長：EPCM を軸にして、排水処理技術を売り込むことは考えられる。ベトナムについて御意見はあるか。

鶴崎委員：人材育成の点で、経済産業省のグリーンエイドプラン（GAP）を通じてベトナムからも EPCM を導入したいという要望が出ている。一昨年の時点ではパイロットとして繊維産業に焦点を当てた水質関係の EPCM を導入するという話であったが、現在ではハノイ市を限定とした EPCM の導入という形で話が進んでいる。昨年にハノイで開催されたワークショップでカウンターパートと話す機会があったが、その時もハノイを対象に制度を整備していきたいという要望があった。

北脇座長：ベトナムにおける意思決定はトップダウンなので、組織の上層部の決断がなければ、物事は進まない。ベトナムは潜在的に大きなマーケットなので、技術を持ち込むと同時に制度整備を支援するという体勢作りも重要であろう。

白川氏（森委員代理）：資料 2-1 でベトナムのパッケージの優先課題に「コミュニティによるモニタリング」が掲げられていたが実現可能性があるのか。

事務局：JICA がベトナムにおいて実施している水環境管理能力向上に係る技術協力プロジェクトに従事している専門家へヒアリングをした時に、地方の執行機関だけではなく、工場やコミュニティによる自己モニタリング能力の向上についても提案されたため、資料に反映した次第である。

北脇座長：住民からの公害発見も重要である。ベトナムには青年会、婦人会等の市民組織があり、これらを通じて公害を発見するという考え方であろう。資料 2-1 と資料 2-2 では具体的な方策が示されている。資料全般に対するコメントあるか。

松岡委員：資料 2 は包括的なパッケージであり、具体的には特定の地域や都市、または河川でモデル的なプロジェクトを将来的に実施することを想定した上での案だと思うが、このパッケージは誰がやるのか、また誰が責任を持つのか。それぞれの国において、特定の機関がオーナーシップを持ち、またいくつかのプレーヤーが参加していくことになると考えられるが、その部分についてはどう考えているのか。従来の ODA ベースで考えれば、JICA 等による無償・有償、円借款、民間参加型等での協力の形があったと思うが、結局のところは誰が実施するパッケージなのか。

事務局：これは議題 3 にも関連している。資料 1-3 で適用可能なスキームを掲載させて頂いたが、これらのスキームで適用可能なものを絞込んでいくことを考えている。現時点では特定の一つの機関が全て責任を持って展開していくイメージを描いていない。様々な既存のスキームを活用し、ないものについては新たなスキームを作り、調整しながら実施していくものと考えている。

松岡委員：この件については 20 年前から議論されてきたことであり、この検討会でパッケージを作成することのイノベーションとは何なのか。過去に NEDO、JICA、環境省単独事業、または NGO や民間で様々な取組が実施されてきたが、優良な取組もあったものの、上手く機能していないというのが私の認識である。過去の戦略等が上手く機能していたら、既に問題は解決している。多くの取組をゴッドハンドで調整することができればいいが、まずはそれが無いという認識に立つべきである。官民の

難しい関係がある中で、仮にこのパッケージを提案しても誰も協力してくれないだろう。どういう主体がいるか、資源分配はどうすべきか、どういう制度改革が必要か、これら集約して一つの戦略としてまとめ上げることが必要ではないか。このパッケージに協力する上でのメリットや利益等、それぞれの主体により実施されている取組を繋げられるものを明確にしなくてはいけない。結局今までそれがなかったことが、取組が乱立している現状に繋がっている。

佐藤委員：松岡委員に同意する。パッケージ案については努力されていて素晴らしいと感じた。図 2, 4, 6 等は非常によくまとめられているが、果たして相手国の役人や環境負荷を与えている企業が我々と同じ認識に立つであろうか。共通認識を図らなければ、この後の取組が無駄になる。二点目として、国内の多くの機関が国際協力を実施しているが、そうした機関の間でも共通認識が必要である。それがないと各々が勝手な動きをしてしまう。

王委員：WG でも具体的な議論をした。これからはパッケージより実施方策が重要と認識している。個人的には一番重要なのは資金支援制度だと考えている。資料 1-1 の図 4 に資金支援制度があるが、ひも付きの予算で実施しないと、欧米企業との競争に負けてしまう。技術優位性の担保の問題とも関わってくる。また、同資料の 11 ページにある「政府間ハイレベル会合での合意」に基づき、日本政府と相手国政府双方に基づき資金を担保していくことが必要。

北脇座長：これまで各省庁による多くの委員会に参加してきたので、委員の皆様も同様の認識を持たれている部分はあると思われる。ただし、昔はメーカーもリスクをとる必要がなかったが、時代が変化し、内需が限られているため、環境産業は外に目を向けなくてはならない、切羽詰った状況であるという点で、本検討会の位置づけは異なる。オールジャパンで取組まなければならない時期に来ている。ハイレベル会合等、現実的な切り込み方が示されてきているので、これを無駄にはいけない。来年度以降の展開について、実現させていく上での方策や、取組の拡大策について議論したい。

議事（3） 次年度の事業に向けて

（環境省による資料 3-1、事務局による資料 3-2, 3-3 の説明）

北脇座長：議題 3 は誰がプロポーネントになるかという質問が松岡委員からあったが、それと関連する事である。資料 3-3 にある業界団体が重要になると考える。ただし、業界団体のトップランナーだけが潤えばいいという話でもない。業界団体の中で、どのようにケーススタディを反映させ、実施や調整に係る主体について意識形成を進めることが大事だろう。今日議論すべきことではないが、来年度以降は WG 等で議論してもらっても良いだろう。

佐藤委員：業界団体の意見を聞く場があるのは良い。様々な分野の業界があるので、幅広く意見を聞いて頂きたい。資料 3-1 に関して、波及効果のところ「我が国の環境技術の優位性確保」との説明があったが、それは目的ではないか。また、趣旨のところ「環境技術の市場を拡大することを目的とする」とあるが、「我が国の環境技術の市場」とした方が明確になるのではないか。話が戻るが、国別パッケージで様々な問題が挙げられていたが、日本の製品や技術を買ってもらった後のアフターケアが他国との優位性を保つためには重要だと考える。各国が抱える課題に対して、支援側がアフターケアをできることを示せば、おのずと優位性を示すことができるであろう。通常のビジネスで考えられる優位性を示して、まとめると良いのではないか。

松岡委員：企業サイドへのメリットを明確に示す必要がある。業界団体とは WG でしっかり議論してもらいたい。また、業界団体だけで本当にいいのか懸念がある。業界団体という利害調整の機関で本当に把握できるのであろうか。大事なのは各国の制度や社会的な仕組みがあり、「日本の経験では」という視点ではなく、各国で展開していくために相手国の現状をまず理解すべきである。関係機関や民間との連携に課題がある中で、この 20 年間でできなかったことの改善点が何かを明確にしなくてはならない。公共ベースではなく、民間ベースでやるべきこともあるかもしれない。この点は、関係機関との合意形成の上で、もう一つの塊として見ていくべきである。また、資料 3-1 について、この事業を展開させていくなら、OECD の定義など狭い範囲に基づくものでもいいので、「環境産業」や「輸出」に関して、現在をベースラインにした将来の目標数値を掲げることが重要であろう。文章を作って終わってしまうだけでは、意味のある事業にならない。少なくとも 2015 年あるいは 2020 年までにアジアにおける日本の環境産業の存在を示す上で、具体的な数値目標を持つのがよいのではないか。

牧委員：資料 3-2 で説明された情報提供に関して、電子システム型の話があったが、実際に人が受け答えをする対応窓口も必要であろう。日本の企業が海外進出する上で、規制に関する情報は非常に重要である。環境リスクに関しては各企業ともセンシティブになっている。進出前に把握できる方がいい。次に実施体制について、中国とそれ以外は分けて考えた方が良い。中国については実際に環境技術を買付けに来ている。川崎の友好都市の瀋陽からセメントキルンの環境対策技術の問合せがあった。その理由について最初分からなかったが、今日の資料で理解できた。しかし中国の場合は企業ではなく、地方自治体が窓口になっている。海外のニーズに対応できる国内での体制の整備も必要。インドネシア、ベトナムについては、実際に進出している企業にどれだけ日本の環境産業がくっついているのか、もし日本の技術がセットで進出しているのであれば、地域で一番良いショールームになりうるのではないか。そこから輸出の拠点となりうる可能性もある。また、ベトナム、インドネシア

については、中国での事業リスクの回避で移転している工場も多いと聞いている。
こういうところを戦略的に目指すのもいいだろう。

北協座長：情報が散在していることが問題の一つとしてある。様々な省庁が絡んでいるので実施体制の整備は重要である。

議事（４） その他

事務局：3月10日までにコメントがあれば、それらを反映させて、報告書を最終化したい。

王委員：実施方法については国内と海外の取組を分けて整理すべき。日本国内及び相手国内の政府機関、民間、業界団体、それぞれの役割を整理し、相手国に具体的な業務を確実に実施してもらうことが重要。場合によっては国別のWGの設置も必要と考える。

事務局：本日予定の議事は全て終了。本年度最後の検討会なので、環境省より挨拶を頂きたい。

環境省：今日は委員の先生方から貴重な御意見を頂き感謝している。個人的という前置きであるが、私の考え方を話したい。新政権になり、新成長戦略への対応が始まっており、骨子はアジアをメインターゲットとしている。その中で環境技術の展開については、大きな柱になっている。我々も具体的な球出しとして小沢大臣の下でビジョンを考えている。水・大気環境局の各分野の担当課においても、環境汚染対策技術、温室効果対策・コベネフィット技術の開発・普及で球出ししていくことを考えている。環境研究・技術開発推進戦略についても中央環境審議会で見直されている。そこでもアジアを対象とした環境技術開発は大きな球との意見があった。委員の先生方からの御指摘にあったように、これまでの協力が必ずしも上手くいっていなかったという認識でこの検討会も開始した。過去の反省・教訓、また突破口については十分に整理し切れていないが、国別の具体的な政策対話の場等を通じて、徐々に実現を図っていききたい。中国についてはNOxをテーマに環境保護部との間で政策対話を始めている。来年度以降はNOxの削減に関する政策研究が、日本側の政策研究協力として必要経費が予算案に盛り込まれている。昨年度まで実施しているコベネについても全国展開のための仕掛けをしようとして先方との政策対話が今月また行われる予定である。また、ベトナムについては再来週に環境総局に来日頂き、日越双方の研究成果について情報を共有し、来年度以降の具体的な協力事業の在り方について議論する予定である。来年度以降はより具体的に事業を実施していくためにも、常にチャンネルを持って、様々な取組と、我々の政策対話との連携を図っていききたい。概念が先行しているパッケージについても具体的にどう進めるか、今後も議論を重ねていききたい。来年度も本検討会は継続していききたいと考えている。委員の皆様、事務局のエックス都市研究所に感謝したい。まだ報告書取りまとめ作業が残っているが、今後ともご協力賜りたい。

以上

* 検討会後に寄せられたコメントは別添のとおりである。

(別添1)

鶴崎委員からの御意見・御指摘

資料全般

- 対象国の環境保全関係の役所等の組織図等があれば、カウンターパートの位置付けが明瞭になると思われる。

資料 2-1

- 図2の左上に「工場が排煙脱硝設備を稼動していない」とあるが、NO_x対策は排煙処理だけでなく、燃焼方法も絡んでくるので、「排煙脱硝」の記述は誤解を生むのではないかと。

参考

- インドネシアでは、公害防止管理者制度用の大気テキストを作成中であるが、測定法の一部にJISが取り入れられている。

(別添2)

白川氏（森委員代理）からの御意見・御指摘

資料全体

- 全体としてビジネスの意識が不足している、またスピード感が欠けているとの印象を受けた。
- タイムスケールを入れて考えること、報告書で打ち出したいことをある程度絞って強調することが必要。
- 全体的な発展レベルや一国の中でも色々なレベルの企業があることを想起し、誰を対象にするか、時間軸を入れもう少し具体的に考える必要がある。
- 日本の官民、相手国の官民の特徴を踏まえそれぞれの行動原理を考慮し、対応を再整理する必要がある。
- 日本の環境技術のコスト削減については、学とのより一層の連携が必要なのではないか。
- 官と民との連携という点からは、大臣のトップセールスなどが民から期待されているのではないか。

平成 21 年度第 3 回
日本モデル環境対策技術等国際展開検討会 議事要旨

1 検討内容

- 第 3 回、第 4 回 WG 会合での議論の概要が事務局より報告された（資料 0-3・非公開資料）。

<議題 1：環境対策技術の国際展開に係る戦略（案）について>

- 日本の環境対策技術の国際展開に係る戦略（案）（資料 1-1、及び関連資料として資料 1-2、1-3）が事務局より報告され、委員より戦略として弱い部分、また追記すべき情報について御意見があった。（以下、「4. 今後の課題」参照）。

<議題 2：対象国における技術・制度・人材のパッケージ（案）について>

- 中国、インドネシア、ベトナムにおける技術・制度・人材のパッケージ（案）（資料 2-1、2-2）を事務局が説明し、委員よりパッケージの充実化に向けた御意見などがあった（以下、「4. 今後の課題」参照）。

<議題 3：次年度の事業に向けて>

- 本事業の目的とスケジュール（当初予定）（資料 3-1）が環境省より、これまでの成果と今後の課題（資料 3-2）、パッケージに盛り込まれた取組の実施方法（案）（資料 3-3・非公開資料）が事務局より報告され、委員より次年度に検討すべき課題について御意見があった（以下、「4. 今後の課題」参照）。

2 確認事項

- 中国における NOx 総量削減については、SO₂ と同様に、重点地域・産業ごとに目標を設定して削減を義務付け、遵守できなければ閉鎖となるようなアプローチがとられるようである。
- 中国、ベトナムについては、既に進行している国別の政策対話を通じて、戦略及びパッケージに基づく取組の実現を図っていく。

3 決定事項

- 環境対策技術の国際展開に係る戦略、技術・制度・人材のパッケージを「4. 今後の課題」に示す点を反映させて充実させるとともに、実施体制を明確していく。

4 今後の課題

4-1 環境対策技術の国際展開に係る戦略について

- 全体として日本の環境ビジネスの優位性を担保する仕組みを整備することを念頭に置き、ビジネスの観点を戦略に反映させる。ビジネスの優位性を担保するための取組には、

アフターケアの充実も考慮に入れる。

- 過去のような機関が検討した戦略・アプローチを再評価し、これまでの取組が上手くいかなかった阻害要因を明確化するとともに、日本の環境技術をアジアで展開していく上で欠けていた視点や取組の反省点を整理し、それらを踏まえた戦略とする。
- 資料 1-1 の 9 ページにある適用可能なスキームがない取組については、優先度を高めて調査・検討していく。
- 資料 1-1 の図 1 「日本の産業公害対策における関係主体の取組」に関して、水質対策における海上保安庁の役割を追記する。また、住民に対する因果関係の立証や訴訟において支援を行った主体として学者、弁護士以外に医師も追記する。
- 資料 1-3 の環境協力のために活用可能な国際スキームに、国連グローバルコンパクトに関する情報を追加する。

4-2 対象国における技術・制度・人材のパッケージについて

<対象国全般>

- 資料 1-1 の戦略の修正に基づき、対象国でのパッケージ案を練り直す。
- 時間軸を考慮に入れ、ビジネスとしてのスピード感のあるパッケージ案に練り直す。
- 「日本の経験」という点を重視しすぎず、まず対象国の社会的仕組みや官民の関係の特徴、各主体の行動原理など、相手国の現状を深く整理し、各国の現状に合致したパッケージを展開していくための方策を検討する。
- 様々な主体による取組が乱立しており、それらが有機的な連携が図れていない状況を踏まえ、これらの活動に関して日本と相手国の双方の主体を明確化し、連携を図る上での主体をつなげるメリットや利益、資源配分、また制度改革の必要性について検討し、パッケージに反映させる。
- 取組が無駄にならないように、資料 2-1 の図 2, 4, 6 の問題構造の分析については、相手国と早めに認識共有を図る。

<中国>

- 中国の NOx の総量削減について、制度設計の段階で日本が関与する余地があるのであれば、中国側に早めに働きかける。
- 中国については、環境保護産業協会、保健省（医療センターの管轄機関）、日中友好環境保全センター等との連携を念頭に置く。また火力発電所に関しては、温暖化対策のセクター別の取組で作成されたマニュアルの普及活動との連携も考慮する。
- 資料 2-1 の中国の問題の構造分析（図 2）に「工場が排煙脱硝設備を稼動していない」について表記を修正する。

<インドネシア>

- インドネシアについては更なる情報収集の手段としてバンドン市で企業へのヒアリングを実施した GEC への情報提供依頼を検討する。

- インドネシアでは、排水管理を固形廃棄物管理と一体化して支援する方策についても検討する。

4-3 次年度の事業について

- 事業全体の目標については文言だけでなく、現在をベースラインとした「アジアにおける日本の環境産業のプレゼンス」の改善を示す具体的な数値目標の設定を検討する。
- 業界団体の代表と有識者による WG を設置し、業界団体との意見交換の場を通して意識形成を図る。また、WG 設置に当たっては本事業に協力することによる企業サイドへのメリットを明確に示す。
- 法令情報等については、ホームページ上での掲載だけでなく、実際に人が受け答えをする対応窓口の設置も検討する。
- 中国の場合は、現地の自治体が環境技術の問い合わせに来るケースもあるので、インドネシアとベトナムとは分けて考え、このような問合せへの国内での体制の整備も検討する。
- 現地に進出している企業にどれだけ日本の環境技術がセットで進出しているかについて調査し、そこを技術のショールームとすることの可能性等についても検討する。
- 対象国ごとのパッケージ展開に関する WG の設置も検討する。

5 参考情報

- 鶴崎委員より、対象国における公害防止管理者制度（EPCM）の導入状況について情報提供があった。
 - 中国における企業環境監督員制度は整備されつつあり、研修用テキストも作成され始めている。国家職業資格（正式な国家資格）として認定されるため、今年の夏に人的資源部への報告書の提出を予定しており、現在作成段階である。
 - インドネシアでは現在西ジャワ州で4～5年前に水質関係の EPCM を導入し、試験も5～6回実施したところ。今年中には大気関係について制定し、2010年末までには第1回試験を行いたいとの要望を西ジャワ州側は持っている。また、これまでは西ジャワ州の環境影響管理局と調整をしていたが、現在では中央の環境省も関与しており、インドネシア全国に展開できるように制度整備をしている段階である。
 - ベトナムでは、経済産業省の GAP を通じて EPCM を導入したいという要望が出ている。一昨年の時点ではパイロットとして繊維産業に焦点を当てた水質関係の EPCM を導入するという話であったが、現在ではハノイ市を限定とした EPCM の導入という形で話が進んでいる。